

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

東梅康悦君の一般質問を許します。御登壇願います。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 改めておはようございます。創生会の東梅康悦です。

議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問いたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症がいまだに終息せず、第8波の感染が拡大しております。感染の初期の頃は、外国のこと、都会のことと考えておりましたが、現在は私たちの身近にあります。冷静に対応し、そしてまた、感染予防を徹底いたしましょう。

それでは、質問いたします。

まず初めに、町の奨学金について伺います。

大槌町には奨学金制度が2つあり、制度の設置の早い順に大槌町奨学資金貸付と大槌町まち・人づくり奨学金貸与があります。いずれの目的も、経済的な理由により就学が困難な者に対して貸付けや貸与を行い、有為な人材の育成であります。財源は大槌町奨学資金貸付基金であり、令和3年度末で2億4,494万2,000円の基金残高となっております。この多額の基金には、震災後、多くの方々の浄財、善意が含まれております。

今現在においても、また、これまでも、多くの若者が奨学金を利用し大学や専修学校で学び、また、卒業後は社会に出て活躍していると推察しております。

2つの奨学金の相違点とそれぞれの奨学金の成果と課題について伺います。あわせて、産業振興課所管の奨学金返還補填事業との連携について伺います。

続いて、水田活用支払交付金について伺います。

水田を取り巻く農業施策は、これまで変遷を繰り返し、その都度、生産者は戸惑いながらも対応し、現在に至っております。今年度は国の水田活用支払交付金の見直しで、5年間、一度も水張りがされない水田は2027年度から当交付金の対象外とする方針であります。

町内では、水田の転作作物として野菜や牧草等を作付しており、水稻とのローテーシ

ョンを行わない耕作が大半であり、この5年ルールは現場の実情に全く即しておりません。今回の交付金の見直しは、耕作放棄地が増加するなど、山間地に水田がある我が町にとってもさらなる課題となると懸念しております。

町として今回の交付金の見直しの影響をどのように捉え、今後の対策につなげていくのか伺います。あわせて、今後の選択肢として水田の畑地化促進事業への取組についても伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 東梅康悦議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、大槌町奨学金と大槌町まち・人づくり奨学金の相違点についてお答えをいたします。

大槌町奨学金につきましては、平成2年3月22日に施行されました大槌町資金貸付基金条例に基づき実施しているものであります。高校生以上を対象とし、卒業後、順次償還していただく制度であります。

大槌町まち・人づくり奨学金につきましては、平成27年12月18日に施行された大槌町まち・人づくり奨学金貸与条例に基づき実施しているものであります。大学、専修学校に在学している方が対象となります。在学期間中、月々に貸与を行う修学資金と入学年度の4月のみ対応を行う入学一時金の2種類があります。

いずれの奨学金制度も経済的な理由により就学が困難な者に対して貸付けや貸与を行い、有為な人材の育成が目的ですが、大槌町まち・人づくり奨学金貸与につきましては、地方創生事業の一環として、人口問題対策アクションプランに掲げた高卒世代の流出抑制を図るために制定されたものであることから、町内に定住し就労している場合につきましては償還を免除することができる条件付給付型制度となっております。

次に、成果と課題についてお答えをいたします。

大槌町奨学金につきましては、震災後51名に貸付けを行い、令和4年度現在で7名に貸付けしております。

大槌町まち・人づくり奨学金の修学資金につきましては、制度開始から貸与者19名、うち6名が町内に定住し就労している条件を満たし、返還免除中であります。

大槌町まち・人づくり奨学金の入学一時金につきましては、貸与者18名、うち4名が同じく条件を満たし、免除中であります。

大槌町まち・人づくり奨学金につきましては、給付型であることから、財源の状況を見ながら進めていく必要があります、まずは10年間実施し、その後見直しをする計画で策定いたしました。10年後に当たる令和7年度に向けて、これまでの実績、基金の状況等进行分析し、制度の見直しや継続について検討していく予定であります。

次に、産業振興課所管の奨学金返還補填事業についてお答えをいたします。

産業振興課所管の奨学金返還補填助成金は、町外からの移住促進を目的に創設された奨学金返還の補填助成制度であり、現在のところ大槌町奨学金貸付金を対象としておりません。しかしながら、定住促進への取組も重要と認識しており、来年度より大槌町奨学金貸付金も奨学金返還補填助成金の対象とすることとし、広く周知してまいります。

町では、奨学金返還助成をはじめ、UIターン助成金、民間賃貸住宅家賃助成事業など、引き続き移住・定住促進に取り組んでまいります。

次に、水田活用の直接支払交付金についてお答えをいたします。

水田活用の直接支払交付金は、米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化とともに地域の特色を生かした魅力的な産地づくり、高収益作物の導入、定着等を支援するもので、国から直接農業者に交付されております。

支援メニューとして、水田を活用して麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米の生産を支援する戦略作物助成、都道府県や地域農業再生協議会が策定する水田収益力強化ビジョンに基づく地域の特色を生かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援する産地交付金、都道府県が策定した水田農業高収益化推進計画に基づき高収益作物の導入、定着を支援する水田農業高収益化推進助成、そのほか都道府県連携型助成及び水田リノベーション助成が整備されております。

当町においては、農業者、花巻農業協同組合、岩手県農業共済組合、大槌町農業委員会及び町が構成する大槌町地域農業再生協議会において、毎年度、大槌町地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョンを作成し、当該交付金事業を含めた地域における経営所得安定対策事業の国、県への報告書類の取りまとめ及び農業者の申請支援等を行っております。

今般の事業見直しは、平成28年の予算執行調査において、米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を交付対象外とすべきとし、財務省が基準の明確化を求めたことにより、平成29年に農林水産省は基準を制定したものの、令和3年に畦畔の

ない農地を対象としないなどのルールを徹底するとともに、現場の課題を検証しつつ、今後５年間に一度も水張りが行われない場合、交付対象水田としない方針を示したことによるものであります。

そのほか、多年生牧草の転作について、収穫のみを行う場合は交付単価が変更されるなど、今回の見直しによる影響は農業者収入や転作取組面積の減少を懸念しているところであり、さらには耕作放棄地の拡大や担い手の減少を危惧しているところでもあります。

また、議員御指摘のとおり、当町は中山間地域が多く、もともとの水田が狭く小規模であるため、これまでの減反政策の中で水稻作付条件の悪い水田を転作してきた経過があり、交付対象水田として維持することを目的とした水稻と転換作物のブロックローテーションの実施は難しいと考えております。

一方、全国的な主食用米の需要は、食生活の変化や少子高齢化等により中長期的に減少傾向にあり、近年は新型コロナウイルス感染症の影響による外食産業の需要減少が加速化し、併せて生産量も減少しております。

町の今後の対策としては、国の水田活用の直接支払交付金及び令和４年度第２次補正予算における畑地化促進事業の動向に注視し、水田農業高収益化推進助成における畑地化支援を令和５年産の取組における選択肢の一つとして検討できるよう、大槌町地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョンへの追加検討を行います。

あわせて、畑地化支援は令和５年度までの時限措置であり、取組後５年以上継続した作付、地目の変更は不要であるものの、交付対象水田からの除外などの制約もあることから、生産者への説明も進めてまいります。

今年度、大槌町における農業振興としては、小槌地区において集落営農組合が設立、金沢地区ではクレソンなど農作物の販路開拓、上京地区では農地改良やスマート農業を視野に入れた農村整備勉強会の発足など、農業者を中心とした農業を次世代へつないでいくための取組が始まっており、町は農業者の皆さんに寄り添いながら側面支援に取り組んでおります。

今後におきましても、これまでどおり水田を農業の中心としながらも、地域資源を最大限に活用するため、新たな販路開拓やふるさと納税返礼品への農林水産物加工品目の拡大のため、実需を想定した農産物の生産を検討するなど、農業者及び関係機関と共に農業振興施策に取り組んでまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） それでは、順を追って質問を行います。

まず、奨学金の関係ですが、古いものを「大槌町奨学金」、そしてまた、新しいものを「まち・人づくり奨学金」と短くしゃべりますのでよろしくお願いします。

まず、どこの家庭におきましても、子供さんが進学、上の学校に行くとなるとその修学資金を準備しなければいけないと。その修学資金の準備もその家庭それぞれであります。その中で、この町の奨学金が選択肢の一つとなっているという状況もあります。

進学後は進学先の学校等もこの被災地の子供に対しまして手厚い支援をしていただきました。また、多くの団体、個人も支援の手を差し伸べてくれました。それをもって多くの子供たちが学ぶことができ、本当に敬意を表したいと思います。

そこで、伺います。簡単なことなのですが、この2つある奨学金の名称の中で大槌町奨学資金貸付というのが平成2年、そしてまた、大槌町まち・人づくり奨学金貸与が平成28年のものなのですが、この名称の末尾に「貸付」と「貸与」という言葉、類似の言葉を用いています。改めてこの「貸与」、「貸付」の政策的なこの使い分けの理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（小松則明君） 当局。教育長。

○教育長（松橋文明君） 東梅康悦議員の御質問にお答えをいたします。

「貸付」と「貸与」という言葉の相違でございますが、「貸与」というものは返還されるということを念頭に置いた言葉であるというふうに、私もこの間からちょっと気になりましたので調べてまいりました。「貸付」においても、返してもらうのはそのとおりなんですけれども、期間とか、そういったものを決定した上で貸し与えるという、貸し付けるということの言葉の違いだというふうに捉えておりますが、政策においては私は平成27年のまち・人づくりのほうには関係しておりましたけれども、そういった意味で多くの子供たちに進学の手助けを与えるということでは、ちょっと方法は変わってまいりますが、同じようにそれを利用していただいて勉強に励んでもらうということ、言葉は違って内容もちょっとは違いますが、政策としての方向性は同じものというふうに捉えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。「貸付」は返さなければいけないと。「貸与」の部分に関しては、答弁にもあったように給付型ということで条件を満たすと免除されるというところの中で「貸付」、「貸与」というその使い分けということは分かりました。

次の質問なのですが、この奨学金の目的というところで「有為な人材の育成」というものをまずどちらの条例の中でも掲げられております。まさしくそのとおりだと思うんですが、今回、私、この質問をするに当たり、その答弁の中で有為な人材の育成という目的のところに答弁を見つけないことができませんでした。私の質問の仕方がちょっと不足していた関係もあるんですが、例えば全員をこれ、掌握するということは到底無理ですが、奨学金を使ったお子様の中でこのぐらい頑張っているんだと、こういう人間が出ているんだというものを1つ、2つ例を挙げた中で答弁の中で答えられたほうがよかったと思うんです。改めて再質問の中でそのことを伺いたいと思います。

○議長（小松則明君） 当局。学務課長。

○学務課長（吉田 智君） 東梅議員の御質問にお答えいたします。

その例としましてですが、例えばですが、大学等に進学いたしまして、町に戻って今活躍している子供たちが何人かおります。この奨学金を頂くことによって大学進学することができたと。それで、町に戻ってこの復興・復旧に携わっている者がいるということとは事実でございます。

もうちょっと詳細をよろしいでしょうか。もうちょっと詳細のほうがよろしいでしょうか。例えば、申し訳ございません。では、もう少し詳しくは時間をいただいて後から。申し訳ございません。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 「有為」といきなり聞かれたものですから答弁を答えられる、苦しいとは思いますが、学校の先生ですからそこら辺は分かると思うんですが、「有為」というのは辞書を調べると「才能があり、将来活躍が期待できる」とあります。まさしくこの奨学金を使った中でそういう子供たちが出ていると思いますので、やはりそこら辺は教育委員会としてももう少し把握した中で、いつ、誰かに聞かれた場合、こういう子供たちが出ていますよということは常に準備しておいたほうがよろしいと思うんですが、教育長、いかがですか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（松橋文明君） 東梅議員の御質問にお答えいたします。

まさしくそのとおりであると私も認識しております。町としてちゃんと資金があってそれを有為な頑張っている子供たちに貸与するということもありますが、どのように使われてどのような人間になってどういうふうに活躍しているか、町内外にとらわれずそ

ういったところを把握して、町長答弁にもありましたが、10年たったところで見直しを図るということ等も、そういうことをしておりますので、そういった中でさらにそういった子供たちが頑張れるようなものにしていければなというふうに思っておりますので、様々な視点からのデータを手持ちにするようにしたいと思っています。大変ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） よろしくをお願いします。

その古いほう、大槌町奨学金につきましてまず聞きたいんですが、平成2年に施行されておりますから、もう既に32年ぐらいたっていると。これまで多くの若者たちがその貸付けを受け、学ばれてきたと思います。震災後においても51名が使ったということでございます。この平成2年当時に決められたものですから32年たっているということは言いましたが、この奨学金の金額が3万円で3万円以内でありますよね。

その平成2年当時といたら、それこそ大槌町の子供たち、1学年、同級生が200人とか200人以上いた時代ですよ。今は何人でしょうか、3分の1ぐらいになっていると思います。また、当時の物価水準等も今と比べてどうなんだろうかとこのころで、この3万円が決まってきたと思うんです。

一方、新しいまち・人づくり奨学金につきましては、月額5万円ということで、この二十数年たったとき5万円になったと。じゃあ、この古いほうの奨学金の3万円というのは果たしていいんだろうか、今の時代に合っているんだろうかという疑問を持つわけですが、その点につきましてどのように認識しておりますでしょうか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（松橋文明君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

確かに創設された時期が平成2年と。本当に30年以上前のことであるということと、その次のものが平成27年と、かなりの年差があって、当然その時々価値観というものも全然変わってきております。

先ほど申し上げましたけれども、平成27年に制定した制度をまず令和7年度までのところで見直しを図って制度の改正をしていきたいと思っておりますが、それに併せまして平成2年に制定されました制度についても同様に見直しを図り、可能な限り、例えばまだこれは検討段階にありますが、人数を増やすとか金額を上げるとか、もう少し使いやすい制度にするとかといったことをこれから検討していきたいというふうに考えており

ます。

以上でございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 今、新しいほうのまち・人づくり奨学金は10年間の事業として考えていると。ですので、あと3年たったら見直すということの答弁をいただいています。私はその部分が一番私の今日のこの部分について訴えたいところなんです。それは最後のほうに持ってきますが。

ですので、やはりこの平成2年の大槌町奨学金につきましても、何もあと3年我慢させることはない、待たせることはないとは思っています。これは最後にまた言いますが。

そこで、戻りますが、当初、この平成27年のまち・人づくり奨学金の説明を議会のほうで受けたとき、学務課長でしたよね。当時、年5名以内の選考を目指したいという説明を受けていました。実際この答弁によりますとこの6年間で19名ということは、まず平均すると3名ですよ。当初5名以内を見込んでいたと。実質は平均3名ということであります。では、何で5名に対して3名なのかというところが簡単な疑問になるわけですが、例えば選考委員会が厳しいのか。あるいは手を挙げる高校生が少ないのか、はたまた周知度が足りないのか等々、原因はあると思うんです。恐らく手を挙げる、申し込む高校生が少ないのかなということで私は認識していますが、そこら辺、当初の5名が実質的に3名になっているところはどういう理由なのかというところで、まず説明していただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） 御質問にお答えいたします。

奨学金制度でございますが、町の制度もございますが、日本育英会等、ほかの奨学金もございます。現にほかの奨学金をお借りしているという学生もおります。

町内ですが、毎年8月に説明会を行っております。今年度は参加が3名でございました。大槌町内の保護者が3名なんですけれども、大槌高校に通われている保護者が1名、釜石高校に通われている保護者2名ということで3名が参加していただいております。事前に広報等で周知しておりますし、高校のほうにも連絡しております。

12月に応募期間になりますので、その前にも高校のほうには御連絡を差し上げて、保護者の皆さんには周知したいなと思っております。

以上でございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。私、2名ほど足りないんじゃないかという質問だったんですが、その周知はまず徹底しているという御理解でよろしいですね。分かりました。

この同じくまた、まち・人づくり奨学金のところで伺いたいわけですが、この実績のところで19名が利用したと。そのうち6名が町内に定住して、現在その条件を満たした償還免除中ということであります。19人、6名ということで約3分の1が定住しているということでありますから、やはりこれは結構いい事業だった、一定の成果は本当にあったのかなということでまず考えております。

そこで、このまち・人づくり奨学金の条例のところで若干お尋ねします。この奨学金の条例の10条は「償還猶予」というところであります。このところには、10条には5つの項があり、3つ目に「大槌町内に居住し就業しているとき」、これが猶予の条件になると。一方、次の11条のこれは「償還免除」の項なんです、ここの11条にも4つの項があり、その3項に「大槌町内に居住し就業していると認められた期間が規則で定める期間に該当するとき」とあります。この猶予、免除のところでどちらも共通するのは、「大槌町内に居住して就業しているとき」と書かれています。

では、この猶予と免除、どのような場合が猶予になって、どのような場合が免除になるのか。「町内に居住し就業している」というところが共通しているところです。その中で猶予と免除はどういうふうな理由で分かれるのかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 当局。時間を止めてください。アドバイスできる方は言って教えてください。

学務課長。

○学務課長（吉田 智君） お答えいたします。

猶予でございますが、町内に住んで就労した期間が返済期間を過ぎますとこれが免除になるという、御理解いただけますでしょうか。例えば一人一人によって貸付けの額が違います。例えば返済が5年で返済する奨学生がいます。そうすると5年間は猶予という形になります。そして、5年以降、また5年を過ぎるとそれが免除という形になるということで御理解いただけますでしょうか。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 本当はこれ、通告に掲載するともう少し答弁がよかったかなと思いますが、この事業は要するに猶予があつて、届出をすると一月から免除になるんです。期間、ずっと猶与じゃないんです。ところどころいる期間が数か月あった場合、この数か月が免除になるんです。

私も最初、猶与というのは何でかんで償還を猶予されていて、ある一定期間が、満期が過ぎたら免除になるのかなという認識でした。ですので、職員がそういうような認識をするわけですから、職員じゃない利用者とか一般には、みんなそういうような解釈をしてしまうんです。すると、じゃあ使い勝手はどうなのかというところを、その利用する際はもうちゃんと調べた中でそういう説明をされると思うんですが、いきなりの説明だったのでそういうような解釈をしたかもしれませんが、やはりそこら辺はいかがなものですか。ちゃんとしっかりと内容を把握した中でやっていただきたいと思います、改めて教育長、いかがですか。

○議長（小松則明君） ちょっと待ってください。時間を止めて。

学務課長、間違ったことやつが最初に載ってもいいのか、それを削除するのか、どっちにしますか。（「訂正をお願いしてよろしいでしょうか」の声あり）まず修正をお願いしてから、それから再度手を挙げてください。学務課長。

○学務課長（吉田 智君） 大変申し訳ございませんでした。先ほどの答弁を修正させていただきます。例えば1年間町に居住して就労いたしました。そのときに1年後に申請いたします。それで、例えばその1年間、町内で居住して就労している場合は1年間分を免除させていただくと。その前までが猶予ということでございました。東梅議員の御指摘のとおりでございます。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（松橋文明君） 東梅議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。これに関しては、質問に関して様々な再質問等があるということを承知しながら、ありとあらゆるデータを基に正確な答弁をするべきというふうに認識しておりますし、我々も替わったからどうのこうのということではなくて、昨日もありましたが、ちゃんとそういったものをコミュニケーションを取って情報を共有するという姿勢で今後臨んでいきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 私もこのようなところで聞く場合はもう少し通告の中でそういうところに触れたいと思いますが、やはり昨日もそうなのですが、何もそんなにずれた質問をするわけじゃないので、深掘りをした中でその対応をしてもらいたいと。そうすると分からないことも分かってくると思いますし、頭の中に入ると思いますので、まずよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、この奨学金の財源なんです、奨学資金貸付基金ということであり、この平成2年に始まったとき、520万円から始まっているようです。それが、震災前の平成22年度は、平成22年度末ではその基金残高が1億2,200万円。また、昨年度末では、令和3年度末では2.5億円ぐらいになっているはずで。

この基金は将来にわたって大槌町の子供たち、そうですね、平成2年にもう始まったのが32年たっているわけですから、そのとき利用したお子様たちももう50歳前後になっているということで、まだこの2.5億円あるお金をこれから30年、40年というところで大槌の子供たちに利用していかなければいけないわけですが、平成2年は200人以上の同学年で今は60人、70人の同学年ということで、少子化により子供の人数も減っていると言われるものの、30年前と比べて学びにかかる、上の学校等の経費がかかっているという、増額になっているというところがあるんですが、この2.4億円のこの基金なんです、この今の基金残高は果たしてこれでいいのか、十分なのか、あるいはまだまだ足りないのか。また、このぐらいあればいいのかなという目標を持っているのか。そこら辺の今の段階における基金残高についての捉え方をどのように持っているのかというところを聞きたいと。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） 御質問にお答えいたします。

東梅議員の御指摘のとおり、奨学金の残高が2億5,000万円ほどございます。奨学資金の実質は寄附金の集計でございますが、寄附が平成27年から令和3年度まで1億2,257万1,853円ございました。実は年々これ、減っておりまして、昨年度は40万円ほどになっております。一番多いときに4,000万円ほどを頂いたり7,000万円とか、頂いていたときもあるんですが、実質、年々減少傾向にはございます。

2億5,000万円というかなり大きな額なんですけれども、ここ、令和7年度に見直しということを考えておりましたので、それに向けてこの額が妥当なのか、それともまたほかに子供たちのために使えるのか等も検討しながら、議員の皆さんの御意見もいただき

ながら活用していきたいなというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 1回時間を止めてください。学務課長、どう思っているのかという話を聞いているのに、学務課長は的を射ていませんよ。今必要な分はどのぐらいの金額ですかという質問者です。それに対して妥当か妥当でないかという話なんですよ。的を射て答弁して。昨日から言っているでしょう。（「申し訳ございません」の声あり）
学務課長。

○学務課長（吉田 智君） 現在の額としては、妥当だと考えております。申し訳ございません。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 2.4億円、2.5億円がまず妥当ということで。それこそ質問通告にありましたが、すごい浄財、善意が入っています。本当に私も震災後、ある御婦人が自分の体調を気にした中ですごい大きなお金を町にという話も聞いていますので、本当にこの震災後何でもそうなんです、大槌には本当に魂が籠もっているお金がすごく来ていると。その中に教育資金の中にも入っているというところ、まずそういうものも、奨学金の説明があるときはやはりこの2.4億円がどういうふうになつたのかというところ、いや、実はこんなに大きな浄財が、善意が入っているということをぜひ今の子供たちにも周知してほしいんです。そうでなければ、本当にあの震災後に生まれた子供たちがもう5年生、6年生になりますから、そういう子供たちにも、いずれあと数年後にはそういう子供たちも利用するかもしれません。そういう部分もぜひ学校等でまず教えてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（松橋文明君） 東梅議員の御質問にお答えをいたします。

全くそのとおりで、私も震災以降、教育委員会関係に勤務しておりましたので、多大なる寄附金を頂戴したという事実は認識しておりますし、また、大切にそれを使わなければいけないと。あるからといって、どんどんどんどんということではなくて、将来にわたり長い間それを活用するというのがやっぱり大事だなというふうに感じておりますので、そういったふうにまた使っていければというふうに感じておりますし、御指摘のとおり子供たちに対しても、低学年についてはなかなか難しいとは思いますが、高学年または後期また高校生においてもそういったものがあるということで、特に震災以降に生まれた子供たちには物を大事にするとか、そういった思いがあるというのを震

災伝承を含めまして伝えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） よろしく願いいたします。

このまとめに入りますが、この今やり取りをしている中で、町にあるこの大槌町奨学金とまち・人づくり奨学金という2つの奨学金の中で、確かに新しいほうの部分は10年間の時限的な奨学金制度であります。

何よりも私、先ほどから言っているんですが、同じ町内の子供たちがどちらかの奨学金を使うと。現行では上の学校を終わって地元に戻って仕事をしていたとして、一方では免除される部分があると。一方では支払わなければいけない、償還しなければいけないという事実も今ありますよね。確かに産業振興課の事業の中で来年度からその補填事業、考えられておりますが、本質はそこじゃないと思うんです。やはり町の奨学金を使った場合、上の学校を終わって大槌町に戻ってきて仕事をした場合、やはり同じような取扱いをしてあげたほうがいいのではないかなと思っています。このままいったら、令和7年の改正時までそれが解消されないことになります。この大槌町奨学金の部分、少し財政との関係もあるし、今、教育長が言われた将来にわたっての基金の流用というところもありますが、奨学金の帰ってきたときの公平性というところでこの部分、見直すことも必要だと思います。

今、この大槌町奨学金は利用者はいませんが、高校生も対象になっています。例えば高校生がこれを使ったと。高校を卒業するとき、本当は学校に行きたいんだけど、様々な理由があって町の誘致企業に就職したと。そういう場合こそ、私は免除の対象、そういう部分にしたほうがいいのではないかなと思うんです。

改めて伺いますが、この奨学金の古い部分、これを、金額の改定の話を最初にやりましたが、このまち・人づくり奨学金と併せたような対応というものをぜひ考えていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 今、御指摘のとおり、2つの状況、奨学金がありますので、その整合性を取ることと、貸付けの部分の、貸与も含めて期間、金額につきましては、令和7年度を見ないで令和5年度に向けて調整を図って議会のほうに説明を申し上げたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） ありがとうございます。正直、私はこの古い大槌町奨学金、まち・人づくり奨学金は新しいんですが、これを足して2で割ったような制度がいいのかなと思う。確かに免除免除と言うと聞こえがいいんですが、やはり借りたものは返すというところも若いときから慣れたほうがいいと思うんです。

ですので、その100%免除がいいのか、5割免除がいいのかというところは、やはりその制度を考えると議論しなければいけないんですが、そういう部分も考えなければいけないと。大人になると様々なお金のやり取りがあるわけです。ですので、その部分も奨学金の中でやはり体験させたほうがいいのかなと思います。これは私の考えです。いずれ古いほうの大槌町奨学金を考えるとという答弁でありますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、農林のほうに、水田のほうで伺いますが、水田のところで伺います。今年度からこの転作の中で多年生牧草については、種まきをしないで刈取り、収穫した場合の単価が変更となるということであります。

それは私も様々なところで周知していますが、町内においても結構な方々が牛の餌として利用していると思うんですが、今回の変更でその影響を受ける方々が何人ぐらいいるのかなというところがまず気になっています。

そしてまた、その影響額が町内でどの程度になるのかなというのも、やっぱりこれも併せて気になっているんですが、そこら辺のところを教えてくださいたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

多年生牧草の取組におきましては、播種を行った場合の単価は10アール当たり3万5,000円、播種となっておりますが、種まきからやったということなんですけれども、収穫のみを行った場合の単価は1万円となってもございまして、単価差は2万5,000円でございます。

令和4年の実績では10人でございまして、約120万円ほどの減少となっております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 10人、120万円ということで、これが昨年度まで対象農家には交付になってあったものが、この12月あるいは1月にはこのぐらい減るんだということでもあります。農家にとっては様々なものが今高くなっているとき、本当にこれも結構影響額が大きいのかなと思っています。

今日の農業新聞を見ていたら、これも一つの本当に悪い悪い情報なんですけど、国は産地交付金の中で餌米を段階的に引き下げていくということが載っていました。恐らく他の作物等もそういうふうな傾向があると思うんですが、令和4年度の交付も12月、1月というところで例年入っているわけですが、どういような感じですかね。詳細な部分は要りません。去年同様あるいは若干、いや、かなり下がる、そこら辺の見通しをお持ちであれば教えていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

農林水産省のホームページにはこのように水田活用交付金の概算要求書等が出てございますが、今日、東梅議員がおっしゃった農業新聞のような詳しいような情報がまだこちらのほうにも入ってございません。あくまでも想定範囲だということでの情報だとは思いますが。

ですが、どうしてもこの産地活用交付金に関しましては、国に決められているものから充てて、県、それから県の枠で最終的に残ったのが再生協のほうに最終的には来るといような状況でございますので、今後におきましても国、県の情報を注視しながら再生協のビジョンのほうに反映させてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。よろしくお願いします。

冒頭、その影響人数、影響額ということで、10人、120万円ほどということの説明を受けました。今、国際情勢の中ですごくみんな本当に物価高で困っていますよね。本当に農家においても、また、畜産農家におきましても、すごく穀物が上がっていて、輸入トウモロコシの関係で本当に2年前と比べて1.4倍、1.5倍の金額になっています。本当に大変です。その中で、120万円減りましたが、これをどうにかしてくれませんかというお願いはしたいんですが、しません。これ、国のお金であるわけですから、町に言っても到底無理なことですので、国が減らしたものを町が補填となれば、これもまた、やってやれないわけじゃないんでしょうけれども、これから様々なところがそういう状況になってくるところでちゅうちょすると思うんですが、それと言ってはなんですが、この後提案される補正予算において、その部分、農業支援ということで畜産の部分も含めた中で支援していただけるんですが、改めて聞きますが、減少分の120万円、産業課長、これ、どのようにやるつもりですか。補填できますか、できませんか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 申し訳ございません。これはあくまでも国の施策によるものでございますので、その部分に関しまして町として補填することはちょっと難しいというふうなことでございます。

ですが、全面的にというか広義な意味で農業施策につきましては町の新たな事業等を含めまして対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） よろしく申し上げます。

冒頭の通告の中のその答弁の中で、私は今回の交付金の見直しが、ひいては山間地、中山間地に我が町では農地が展開されているものですから、これが耕作放棄地等々の増加につながらなければいいのかなというところでかなり心配しております。

町の中でも例えば多面的機能支払交付金を実践している団体もありますし、また、中山間地域等の直接支払交付金を利用している地域もあります。それらの地域では比較的農地の維持管理というものができているわけですが、それ以外の地域、何もそのような団体がない地域にももちろん農地もありますし農業者もいるわけでございます。どちらかというと、その部分に関してはなかなか手が回ってないというのが現状と思うんです。

ですので、そこら辺のところもやはり考えていかなければいけないというような考えを私は持っていますが、もちろん担当課のほうもそういう考えをお持ちでしょうが、改めてその部分に関しましてはその考え方、取組方針というものがあるのであればお聞かせください。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。町としては、耕作放棄地の拡大や、それから担い手の確保の問題は、これは中長期的にも今すぐにでも取り組まなければならない問題として、重要課題として認識してございます。

現在、町では町単独事業でございます、もちろん議員も御存じかと思いますが、農産物生産振興補助金、こちらに関しましても柔軟に対応してございます。それから、活動組織や販売農家、農地活動の省力化、省略化等、効率化等を図るために機械化も現在推奨、推進しておりますので、多面的に多角的に農業施策に当たってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 町にとって本当にほかの自治体と比べて規模が小さい農業なんです、我が町では隣町と比べるとすごくその部分に関しましては単費の中で単独事業の中でやっていると思いますので、すごく評価しておりますので、その部分は継続、お願いします。

畑地化の事業の関係なんです、これ、何か国でも第2次補正が通って、この部分、国全体で250億円ほどということであります。恐らくこういうふうな情勢でありますので、全国の自治体では、あるいは全国の農業団体もこの部分、かなり注目していると思うんです。

しかしながら、取組は今年度と来年度、今年度はもうなくなると一緒ですから、来年度が勝負になります。恐らく来年度、結構この取り組む自治体等も出てくると思うんですが、改めて、やはりこの畑地化しろではありませんが、来年度の営農計画を立てる際、この部分をしっかりと周知徹底した中で農家の選択肢の一つとして大きく提示してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

現在示されている国の資料が概要版でございまして、あくまでもまだざっくりした資料でございますので、今後、事業につきましては国、県の情報を注視してまいりたい。

それに併せまして、大槌町の再生協議会から農業者の皆様へ水田の営農計画を配布しておりますので、その添付資料として水田活用の直接支払交付金のパンフレットや町助成に関するチラシなど、畑地化に関する啓蒙を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。よろしくお願いします。

町長答弁の中でふるさと納税の部分が書かれていました。そこで伺いますが、ふるさと納税、結構な金額が大槌町に入っています。結構な町産品を送っていますよね。その中でこの農産物がどういうふうに使われているのかなというところと、現在までの実績関係、そしてまた、将来展望があるのであれば、ふるさと納税の農産物利用という点におきまして説明していただきたいと思うんですが。

○議長（小松則明君） 町長が手を挙げていますので、町長。

○町長（平野公三君） 詳しい金額については担当課から説明させます。

私のほうからは、ふるさと納税の活用の意向という形でお話しさせていただきますが、ふるさと納税の返礼品で農産物を含めた第一次生産者の特産品を活用することは、大槌の海の幸、山の幸を通じて大槌をPRするものだと思いますし、生産者の所得向上にもつながっていると思っています。また、寄附いただいた寄附金をさらなる生産の向上につなげていきたいと思っております。

貴重な財源であります。震災でつながった人たちが多くいらっしゃるし、やはりその多くが海の幸、山の幸を求めていると思います。そのつながりも大事にしながら、やはりその財源を大事にしながら、農業者、漁業者を含めて生産を高めるとともに、町民の安心・安全につなげる維持可能なまちづくりに努めてまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 質問のあれはなくなりますよ。いいですね。産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

令和3年度の実績でございますが、24品が農産物としてふるさと納税の返礼品として、総額では1,400万円ほど、つまり農産物を買って上げてお客様のほうに、寄附者の方に返戻してございます。

このほかに最近におきましてはクレソンにも取り組んでございますが、ふるさと納税以外にも販路を拡大するために当課としては直接そのバイヤーの方に交渉するなど、販路を広げながら、町の第一次生産者の皆様と連携しながら生産拡大と消費拡大、販路拡大に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君の質問を終結いたします。

11時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時03分

○

再 開

午前11時15分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

阿部俊作君の質問を許します。御登壇願います。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 日本共産党永伸会の阿部俊作でございます。

議長のお許しが出ましたので、ただいまから一般質問に入らせていただきます。

人間社会の決まりとはどういうものなのでしょうか。大槌町の条例に対する不適切な対応の根本的な原因はどこにあるのか。町民生活、町の未来をどのように考えるかなど、私の考え、思いを混ぜながら当局の考えを伺い、町政のあるべき姿を討論したいと思い

ます。

そこで、町条例に対する姿勢と学校給食について、2つをお尋ねいたします。

初めに、大槌町条例に対する姿勢についてお伺いいたします。

大槌町のホームページに「条例、規則の公布手続に関する大槌町職員の不祥事」、2つ目に「消防計画の未作成に対する大槌町職員の不祥事」という記載がありましたが、この中の「大槌町職員」とはどういった方または方々を示すのか、お尋ねいたします。

私は、職業上、国家試験において憲法、法令、条例、通達などはどういうものかを学びましたが、公務員試験とはどんな内容かを少し調べてみました。法令、条例に関して厳しいとは感じませんでした。ですが、この法律はなぜあるのかをしっかりと理解することが大事だと思います。

人間には喜怒哀楽があり、様々な感情が起こります。住民の代表者や執行機関がその感情に左右されて行政が行われたら、住民は何を頼りに何を信ずるべきか、たまったものではありません。国家及び地方行政サービスが全ての人に、生産物が公平に分配されるようにルールを決めたのが法律ではないでしょうか。これが法の下での平等の価値ではないでしょうか。

公務員について調べていくと、「公務員に向いている人は直接住民の皆さんにサービスを提供し、その反応に喜びを見いだすことができる人です」という文がありました。公務員のメリット10選、デメリット5選も書かれ、デメリット5選は私も感じるところが同じなので、取り上げてお尋ねいたします。

1つ、年功序列で評価されにくい。

2つ目、頑張っても給料が変わらない。

3つ目に、残業が多い部署もある。

4つ目に、異動が多く、新しい仕事を常に覚えなければならない。

5つ目に、ルールが多く、創意工夫が発揮できる場面が少ない。公務員の仕事は全て法令に基づいて行われるが、手続が煩雑。ミスをなくそうと前例踏襲主義。決まり、方法に疑問を抱いても改善できないことが多く、組織として業務改善意識が低いことにストレスを感じる。

当町において、このようなデメリットはどうかをお尋ねいたします。

役場組織は1つに数えられますが、職務は多種多様であり、活動、行動もそれに伴って多様を極めます。職員の異動は技能職員以外、得手不得手に関係なく行われます。職

員の異動は町全体を見渡し、職務の内容を共有して町の発展を促すために必要なことと思いますが、職場のコミュニケーション（意思疎通・共同作業）が取れないと行政は停滞してしまうのではないのでしょうか。また、上司的な立場の人は安定を望み、前例踏襲主義に陥りやすく、ここが民間企業との違いのように感じます。

町長が考えるこの町の未来の展望、希望、理想についてお尋ねします。

2つ目に、学校給食について。

軒並み食品の物価が上昇して、家庭でも学校給食でもやりくりが大変な状況にあります。食事は命を支える重要なものであり、発育途中の子供たちにとって将来にも影響を及ぼす大事な問題であることから、学校給食の無料化を進めているところもあります。

当町の学校給食の支援についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 阿部俊作議員の御質問にお答えいたします。

初めに、不祥事に関するホームページの記載について、大槌町職員とはどういった方または方々を示すのかについてお答えをいたします。

職員とは、基本的に一般職の職員を指します。議員御指摘の不祥事に関する記載については、特別職も含めた総合的な意味合いで「大槌町職員」と表記しております。また、現在実施中の第三者委員会による調査の動向にもよります。

次に、公務員のデメリットについてお答えをいたします。

年功序列で評価されにくい、頑張っても給料が変わらないという点につきましては、人事評価制度を導入しておりますので、評価に応じた処遇が基本となります。

残業につきましては、公務員に限ったことではないと認識しておりますが、例えば年明けからは確定申告が始まるように、どの部署においても必ず繁忙期があり、時期によって残業が多くなることもあります。

また、公務員の異動につきましては、特定の個人や団体との癒着防止、様々な業務を経験することによる職員の能力開発、職場の活性化や職員の家庭の事情及び心身の状態に配慮しながら異動を行うことが一般的とされております。当町においても同様の考え方であり、住民サービスの低下につながらないよう、様々な角度から総合的に勘案した上で人事異動を行っております。

ルールが多い、手続が煩雑、前例踏襲主義、業務改善意識が低い等のデメリットが挙

げられておりますが、メリット、デメリットということではなく、公務員として、そして全体の奉仕者として、町のため、町民のためを第一に日々の業務に従事することが何よりも大切なことではないかと思っております。

次に、この町の未来の展望、希望、理想についてお答えをいたします。

まちづくりには、町民の皆様、各種団体や関係者のみならず、各分野の方々と現場で向き合い対話しながら、現状をしっかりと受け止め、きめ細やかな対策を講じながら進める丁寧な取組が必要であると思います。当町の最上位計画である総合計画を着実に計画的に実行に移していくことが肝要であり、復興事業完了後の実情に寄り添いながらきめ細やかな支援に取り組んでまいります。

また、人口減少、少子高齢化の加速に伴い、今後ますます行政運営において極めて厳しい状況になることが予測されます。町民の皆様並びに議員の皆様におかれましても、このことは既に御承知のこととは存じますが、それでも「この町に住みたい、住み続けたい」と思える魅力的で安全・安心なまちづくりが実現できるよう、町への愛着と誇りを持ち、総合計画のテーマである「魅力ある人を育て、新しい価値を創造し続けるまち大槌」を目指し、次世代に継ぐ希望が持てるまちづくりに引き続き取り組んでまいります。

学校給食については、教育長が答弁をいたします。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（松橋文明君） 次に、学校給食の支援についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、食品の物価の上昇により、学校給食でもやりくりが大変な状況となる中、本町では震災後10年間給食費を据え置くことに続き、コロナ禍による家庭の負担増大を考慮し、今年度も給食単価の据置きを維持しております。

また、生活困窮世帯には、就学援助制度により給食費をはじめとした教育に要する費用を総括的に支援しております。

町では、引き続き児童生徒に安心・安全で栄養のバランスのよい給食を毎日確実に届けることに全力で取り組んでまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 再質問ありがとうございます。

昨日、一般質問の中で答弁をいただきました。条例に対してどういう考え、どういう姿勢かというのをお聞きしたわけですが、それを聞いて、まず答弁のほうは勉強

不足、そういうことで町長はそんなことを言っているのかという、大変だよという、そういう注意をしましたけれども、でも昨日の議員の指摘で出された資料を見ると、答弁は間違いないです。間違いがない。分かりますか。

条例で私が問題にしているのは、82ある条例の中で、まず遡って遡及して対応できる条例と、それができない条例があります。そして、その中で一番問題になっているのが、業務委託に対する条例部分、これが非常に問題がある。そして、そういう中で昨日御答弁いただきましたけれども、その本質が分かっていない。

間違いはまず2つ。言いましたけれども、そこを細かくついて、そしてこの場で私の一般質問で問いただすというのは無理。議会と当局としっかりとした話し合いを、今後これからとにかく遡及できないこの条例に対してどうするか、この町をどうするかという話し合いをしっかり持っていかなければならない。私はそう感じたんです。ですから、この中であれこれ細かいところをついたような一般質問では無理だ。

ですから、議長には地方自治法第104条における議会を代表する議長から特別委員会をこの定例会に出してもらって、そしてそういう話し合いができる、そういう組織にして今後進めていかなければ、町全体がもう大変なことになります。と感じました。後で議長にお願いしますけれども、その前までに私が疑問に思ったことと、それから法令とかそういうものに対して、なぜ条例があって法律があって憲法があるかというこの辺をもう一度皆さんと共に考えてみませんかということで、そのことを私がちょっと今感じたこと、昨日言われたこと、昨日さきの議員の皆さんが言って、その答弁を聞いて感じました。

そういうことで、まず私が言いますのは、昨日の間違いをちょっと指摘いたします。それは……。

○議長（小松則明君） 時間を止めてください。俊作議員、その間違いという部分に対しては、昨日の質疑の中で間違いを感じた、それが本当なのか、うそなのかというのは昨日の会議でも一応出尽くしているわけですよ。

○8番（阿部俊作君） 出ました。

○議長（小松則明君） それを今出すと、昨日の質疑応答の中の分が全部崩れていってしまいます。それは別な部分で聞いてほしいんですけれども。

○8番（阿部俊作君） 別な部分で間違いというよりも、答弁の中で町長のそれに対する姿勢ということをちょっと。

○議長（小松則明君） 姿勢に対してですか。

○8番（阿部俊作君） 姿勢に対してです。

○議長（小松則明君） 昨日の議員と町当局の質疑の中には、後出しでその質疑に対する突っ込みとか、そういうものではないことを確認します。いいですね。

○8番（阿部俊作君） そういう突っ込みではないです。

○議長（小松則明君） 分かりました。

○8番（阿部俊作君） どういうふうに勉強するか、この法律はなぜこうあるのかというのを言いたいんです。この法律、答弁の中にあつてと答えた法律、これはどういうものかというその原点を、その原点を答えていなかったからおかしくなってきたんですよ。

○議長（小松則明君） 条例に対する、対する姿勢ということで聞きます。時間を解いてください。どうぞ。

○8番（阿部俊作君） いいですか。

○議長（小松則明君） はい。

○8番（阿部俊作君） まず、消費税とはどういうものかということです。その中で答えは、消費税そのものは、商品のやったり取ったりとか、そういう商業的なものに課税する。お互い契約者があつたり、あるいはいろいろ事業をする場合に双方で仕事をするわけです。その中で税がかかる。これが消費税です。だが、その会社の中にいる従業員等の給料には消費税は入っていません。全体的な事業をする形でやる場合は消費税はかかりますけれども、その中での従業員の給料には消費税はかかりません。これはしっかり分かってください。皆さん、給料の中で消費税という項目でもらっているわけではないんですよ。事業を進めているのは従業員です。

それから、その給料面に関して人事院勧告を出されましたけれども、人事院勧告というのは、人事院というのは、公務員には労働争議、ストライキ権はないんです。皆さんの給料とか、生活が困っても、それを代わって勧告するのは人事院勧告。これを一緒にして答弁なさったのでおかしいよということなんです。

法律の根本的な、なぜこういうものがあるか、なぜそれがどこに適用するかというのをきちんとしないで、だからおかしくなってしまうて、それで町長が「それはおかしい」と言わなければならないことをそのまま通してしまった。だから、結局的には町長の問題です。

だから、法律的にちゃんとした条例を一般質問でやろうとしても、その根本の見方、

考え方が合わないので、ここでやってもますます変なことになってくれば収拾がつかなくなってくる。ですから、話合いに関しては、今後はやっぱり議長にお願いして、議会を代表してそういう組織をつくるということで、これはここの部分は決着したい、この条例に関するものに関しては。

では、これはもうここでいいですけども、学校給食問題ですけども、日本全国で今現在256、盛岡でもまたさらに学校給食無料化……、何か説明すぎた……。今の条例に対する……。

○議長（小松則明君） 時間を止めて。俊作議員、時間が止まっているからだけれども、それぞれと聞いています、私もしっかりね。急に移るとちょっと追いつかないんですよ。

○8番（阿部俊作君） はい、分かりました。（「議長、いいんでねえか」の声あり）

○議長（小松則明君） いいですか。（「本人が2番だもの」の声あり）分かりました。

○8番（阿部俊作君） まずそういうことをお願いして、法律的なことはそういうことですよ。

それから、この町の未来について、その不祥事があった条例、これは議会と当局としてしっかりした話合いをさらにやらなければならないということを申し上げたんです。ですから、ここでそのことに関して言っても何かおかしくなるので、これは私はもうここはやめますよという。

○議長（小松則明君） 分かりました。

○8番（阿部俊作君） 分かりましたか。

○議長（小松則明君） はい、どうぞ、次。

○8番（阿部俊作君） 学校給食の問題で、ここにも昨日の答弁に突っ込みたいところがあるんですけども……（「いいから、進めて」の声あり）日本全国で今コロナ禍と、様々なことがあるし、子供たちをどのように育てるか。北海道から九州まで全国的に256、そして最近でまた岩手県でもう一つ、岩手県でもまだ結構やっている学校給食の無料化というのを進めております、今の状況において。そして、家庭も大変だし、学校も大変だ。こういうときに子供たちをどのように育てていくか。

かつてはお昼弁当は親の仕事というか、そういう愛情表現とか様々ありましたけれども、今このコロナ禍で家庭はとてもそういうものができない。そういうことで、国のほうではそういういろんなコロナに対する交付金が出てきています。それを活用して学校給食、時限的な学校給食無料というところもやっています。それから、永続的に学校給

食は無料というのがあります。それらを併せて調べたところ256、現在のところ。さらに増える様相を呈しております。

そういう中で、この町においても子供たちを育てる、魅力ある子育てしやすい町、そういうことで学校給食無料に向けたそういう政策を考えてほしいと思います。委託業者には「言われればすぐ補正予算でやる」、「えっ、やることが違っているんじゃないですか」と私は昨日感じました。

私もおかしいことを言います。サッカーを見て、昨日はこのことでもう寝不足で、ちょっと考えがついていかない。そういうことで最後に町長、お答えください。いろいろぐちぐちは言いません。どういう立場でいるか、その感想を述べてもらって、もしそれよければ……。

○議長（小松則明君） 俊作議員、どこ、質問の……。

○8番（阿部俊作君） 学校給食をはじめ総体的な。

○議長（小松則明君） 無料化の。

○8番（阿部俊作君） 無料化の話。

○議長（小松則明君） 無料化にするのかしないのかということで。

○8番（阿部俊作君） まあ無料化でいいです。簡単に難しくなく。

○議長（小松則明君） 俊作議員は幅広いので。

○8番（阿部俊作君） じゃあ、やっぱり総合的にしゃべって、1回、私はその条例に関することはこれ以上は言いませんけれども、もし町長にそれに対する考えがあったらばそれにも答えてほしいし、学校の給食については、だから町長は何を答えてもいいです。分かりますか、議長。私の言っている質問は分かりますか。

○議長（小松則明君） 質問は何と何と何とだけいただければありがたいです。（「俊作議員、行ったり来たりだからよ」の声あり）

○8番（阿部俊作君） 学校給食のことをどう……（「それはそれでいい」の声あり）まあいいや、それで答えてください。お願いします。

○議長（小松則明君） 当局。では、教育長。

○教育長（松橋文明君） それでは、阿部俊作議員の学校給食無償化についてお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、現在、町といたしましては生活困窮者に対して就学援助制度に給食費のみならず教育費に係る費用を総括的に支援しているところでご

ざいます。割合にしますと、大体全校児童生徒の4分の1、24%程度となっております。

また、昨今の物価高騰の影響による燃料費の高騰、及び給食センターにおいては施設設備の更新時期等と重なっておりまして、今後、施設の維持費の増加が予想されることから、現時点では無償化については難しいものと認識しております。

しかし、今後につきましては、新型コロナ感染影響に対する町の対策、施策や、併せて国が令和5年度からこども家庭庁を創設して行う子育て支援の方向性を見据えながら、町としてどのような支援対策を講じていくべきなのか、町長部局とも協議が必要であると認識しております。その上で、学校給食の一部無償化とか完全無償化についても検討が必要であるというふうに考えております。

○議長（小松則明君） ちょっと時間を止めてください。教育長、今の答弁の中で一言。給食を作る更新時期と子供たちのやつは、予算の更新があるからしないという訳に聞こえます。そこに対しては訂正していただきたい。

○教育長（松橋文明君） 大変申し訳ございません。ただいまの答弁の中で給食費に関わる所と施設の運営という管理というところでの費用について同等に答えてしまいましたので、そこは分けて訂正したいと思いますので、大変申し訳ございませんでした。おわび申し上げます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 生活困窮者の支援というのは、今々じゃなくて前からありますよね。違いますか。それをちょっと確認します。

○議長（小松則明君） あるかないか。

○教育長（松橋文明君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、生活困窮者就学支援については以前から行っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） ありがとうございます。そうした中でも完全無料化をしているところもあるし、また、このコロナにおいての家庭が大変だという。仕事、ちゃんと大きな会社でリモートとかそういうのであればいいんですけども、大槌町をはじめとして加工場とかそういう働いている人が多いわけなんです、企業関係の農業にしても。それから、飲食業にしても商店にしても、そういう中での子育て、今大変だよと。そういうことで、今、全国的にこの時限でもいいが支えようという形で学校給食の無料化がほか

では出てきているんですが、大槌町ではそういうことはできませんか、考えられませんかということですよ。

○議長（小松則明君） 当局。考えられるか。教育長、マイクは、マスクを外さないでください。

○8番（阿部俊作君） 予算に関わること。

○議長（小松則明君） 町長でお願いいたします。町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。実は子育てに係る様々なことというのは、今度こども家庭庁が出ます。様々な施策が出て、国においては「こどもまんなか社会」をつくと宣言をしております、妊娠から出産、そして子育ての部分がいろいろ網羅されているんですが、やはり学校給食問題は様々なこの何年間の中で実施する市町村もあれば、しない市町村もあれば、一部やっている市町村もございます。そういう中であれば、やはり国がしっかりと子育てに対して、食育という考えであれば、国が予算をつくってやるべきことではないかなと私は思います。

先ほど教育長の話があったとおり、子育ての世代の中でそれをしっかり支えるという大きな視点では必要だと思います。ですから、学校給食についてもやはりどうするかというのは、これからやはり令和5年度に向けた取組の中で、これだけじゃなく医療も含めて様々な視点でサポートしていく、伴走をしていく、そういう姿勢が必要ですので、俯瞰をした形での取組としていきたいと思います。

議員御指摘のとおり、食育という部分では大事なことです。ぜひこれは実現をしていく中で、やはりこれにつきましても国、県を通じて国の施策として学校給食が行われるように、無償で行えるようなそういう取組も国、県のほうに訴えていきたいと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） ここでまず法律に関する間違いが出てきていますねということですが、法律のことはさっき言わないことにしましたけれども。

まず、国では日本全体的を想定した法律をつくります。そして、それを基に各地域に合った条例をつくる。これは地方自治の原点ですよ。違いますか。私はそういうふうに思っています。ですから、そういう国の、こうじゃなく、この町にあったこの学級給食費なり、この地域の中の実情に合った条例をもって町民の生活を助ける、これが地方自治の姿ではないですか。

ですから、そういうしっかりしたこの町の町民生活を守るという姿勢がなければ、条例に対する物の見方、考え方が違うから、未公布問題も出てくるんじゃないかなという、私はそう思ってそういうことを言っはきたんですけども、これは議長と今お話ししたので、議員とみんなと一緒に話をしましょう。そういうことでまた同じ繰り返になりますけれども、ちょっとその辺、地方自治ということで。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 地方自治における条例制定を含めて、それにつきましてはやはり国の法律に従うべきだと思います。これは許容範囲がございますから、やっはならないこととやってもいいという部分がございますから、議員御指摘の中で勝手に条例を町がつくることではないと思います。しっかりとやはり国の法律を含めて、特にも憲法を含めて様々な政令が出ています。それとの抵触がないように、その中で自治体において条例、規則が適切な範囲でやっていいのかどうかという判断をしながらしなければならないので、自治体が自分の思うことを条例に向けてそれを発信するということは危険なことです。しっかりと各法令遵守をするというのは、決して条例をつくって自ら自治をするということはございませので、しっかりと上位の法律または政令等を踏まえた形で許容できる中でしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私が言っているのは、地方自治にも自由に使えるお金が来ているでしょう、交付金とか。いろんなそういうものがあるんですよということなんです。そういうのを使って今困窮している人たちにどのような形で目を向けるか。言いたくはないけれども、委託業者に何で間違ったことをやっているんだと言うけれども、これは答えなくていいです。でしょう。と思いますよ。

だから、地方自治というのは、その地域の中の町民、その地域に合った今の状態、生活はどうなっているかを見極めてそれを支援する。これはやって、全然法律に問題はないでしょう、国で出している交付金で。いろんな交付金、名目はありますよ。あるいは様々な補助金とか、そういうのがありますよ。そういうのを使っでできることは全然間違ったことじゃないです。間違ったことをやっていましたよ。それは今言わないけれども、それをしっかりとしなければ、ずっとこの条例に対する姿勢が問われることになってきます。違いますか。

○議長（小松則明君） 交付税とか、そういう一般財源についても町で単独でできる部分

があるのかないのかということで答えてください。言うなれば、交付税が入ってきました。それを十分に使えるのか使えないのかということです。

企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

交付税とか、あと交付金とかという財源であります、町としてまず必要な部分には優先的に今充てて実施しております。そういう交付税があっても、なかなか当初予算もその年度の歳入だけでは今予算が組めないというような状況がもうここ数年続いております。

その中で、子育て世帯に対しての支援については、町の県単事業の医療助成の町の横出しとか、あとは国の施策の保育の無償化のそこの横出しとか、そういう部分にも財源を活用して子育て世帯については行っております。

○議長（小松則明君） また答弁が違います。そういう交付税に対して新たに無償化の条例をつくってやることができるんですか、できないんですかと聞いています。できますか、できないか。

企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

先ほども私、答弁したように、なかなか単年度の歳入だけでは予算が組めない状況がありますので……。

○議長（小松則明君） 予算額じゃなく、できる、できない、どっちかですよ。

○企画財政課長（太田和浩君） 組めない状況がありますので、困難と考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） こういう答弁をいただくために今日は学校給食をやっているわけじゃないんですけれども、昨日のことをぶり返したくないんですけれども、昨日の答弁は頭に入っていますよね。それを踏まえながらこの学校給食も考えられませんか。その意味が分からないと思うので、まずどこにお金を使うかという、この町の状態はどういう状況にあるか、それを見ながら子供たちをどのように育て、この町の未来をどのように構築するかというその原点になるわけです。子供を育てるというのは、これは今まで親が育てたりとか様々きたんですけれども、ただ、現在は町ぐるみで子供を育てようという機運になって、いろんな支援とか、もう将来的な町を見越して移住を勧誘したり、様々な子育て支援をしている。その中の一環として、今困っている、すぐできること、

これはこういう学校給食とか、そういうのもできるんじゃないかと。難しくてできないって、昨日……。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 企画財政課長がお話したのは、現状を踏まえて難しいという話がありますので、決して、私がさっきお話ししたとおり、包括的に俯瞰をした形で子育てを考えていかなければなりません。学校給食ももちろんそうです。食育という関係から、決してそれは難しいということではなくて、やはりやるべきことだとは思いますが。それ以外にも健康の問題も医療費の問題も様々子育てのほうにはあるということになりますから、全体の限られた財源の中でどれを第一条件にしながら進めるかということにつきましても、これからこども家庭庁が出ながら様々な施策を打ってきておりますので、その中においては一つの考え方というのがありますので、決してそれを財源がないからということではなくて、施策の中でしっかりと打ち出していければと思いますので、これからの来年度に向けた予算の中では、様々教育長が話したとおり様々な方策については検討してまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まず、大槌町はどこに軸足を置いているかというのが分かりました。この町の未来に対してきちんとした認識がないような気がします。まず今まで私はずっとこう言ってきましたけれども、歴史とか、それから現在、未来と来ました。温故知新という言葉があるとおりに、指導者は昔の行い、それからいろんなことをしっかりと把握して今の立ち位置を決め、未来に向かってどうすべきかというのが温故知新です。

それで、前に答弁で論語を言いました。「子いわく、君子は和して同ぜず、小人は同じて和せず」という答弁をいただきました。この意味はどういうことかといいますと、「和」とは人の話をちゃんと聞く。そして、「同ぜず」の「同」というのは雷のことです、雷同。雷は自然現象の中で1か所で鳴るとあっちこっちから、当然雲が動いているので雷が鳴ります。1つ雷が鳴るとあちこちで鳴る様子を人に例えて言っているわけです。つまり騒ぎがどこかで起これば、いやいやいやいやと騒ぐ。「君子」というのは人格者であり指導者であるという意味があって、指導する人は人の話をしっかり聞いて自分の考えを揺るぎないものにするということなんです。

どうしても、さっきしゃべってしまったんですけれども、私の質問が難しくなって…（「難しい」「何言っているか分かんね」「分かりやすくお願いします」の声あり）

じゃあ、少しちょっと分かりやすくするには、ちょっと今ずれてしまったから……（「議長」の声あり）

○議長（小松則明君） 答弁者がありますので、議員の控えている方の答弁についてはお控えください。

○８番（阿部俊作君） まず、このことについて委託業者からいろいろ言われてそれを対応しているという、そういうことを言いたかったんです。だから、これはちょっとさっき「言いません」としゃべったことにつながるからあれなんですけれども、そういうことで町のこの未来を担う将来の子供たちをはじめとしたそういう支援策をしっかりとほしい。「できません」じゃなく、できることがあるはずですよ。そういうことを見ながら、この町に何があるか、この町の現状をしっかりと見ながら、歴史から文化から様々なことを見ながら行政をやってほしい。これがずっと一貫して言ってきたことなんです。なかなかそれが理解できてもらえなかったもので、私の言い方も悪いし。

ということで、まず議長に地方自治法第104条に置いている特別委員会を提案してほしいということを申し上げて、私の質問を終わります。（「文書で出さなきゃない」の声あり）文書で出します。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○８番（阿部俊作君） まず条例とかそういうことで、いじめるつもりで言うわけじゃないし、お互い話が大事だと今言いましたし、その未来について町長の考えも少し聞きました。ただ、ちょっと当然ずれがあるなという感じだが、私が言っていることも皆さんはそう思うんです。と思います。ですから、そういう突き合わせをしましょうということで、今後のことで、私はやめます。

以上で私の一般質問を終了します。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君の質問を終結いたします。

13時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前 11 時 57 分

○

再 開

午後 1 時 10 分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

東梅康悦議員の一般質問の答弁について当局から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。学務課長。

○学務課長（吉田 智君） 私の答弁の保留について申し上げます。

東梅康悦議員から御質問のありました奨学金制度利用者が社会人になってからの活躍についてでございます。

現在、大槌町まち・人づくり奨学金制度を利用した奨学生で大槌町に居住して活躍している社会人は7名おります。保育士2名、美容師1名、教育関係2名、福祉施設1名、情報関係1名と、幅広く活躍しております。

今後、東梅議員の御指摘のとおり、奨学金制度を活用して活躍している社会人について把握していきたいと思います。また、本人の承諾を得て、奨学金の募集のパンフレット等に紹介することも検討してまいります。私の準備不足から答弁保留となりましたことについて改めておわび申し上げます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君の質問を許します。御登壇願います。佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 創生会の佐々木慶一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問に入らせていただきます。

大槌町文化交流センターの運営についてでございます。

大槌町文化交流センター、通称「おしゃっち」は、平成30年6月の開設以来、大槌町による直営管理運営を経て、令和2年4月からは指定管理者による運営を行ってまいりました。震災からのハードの復興が進み、町民に心のゆとりが生まれ始めるのに合わせて、「おしゃっち」を訪れる人は徐々に増え始め、町民の心の復興の一翼を担ってきたようにも感じているところです。この「おしゃっち」については、町民の利活用促進への取組強化と管理費の削減を視野に入れ、現在の指定管理者による運営に移行してきました。

そこで、この「おしゃっち」の現在の管理運営状況について、以下の点について伺います。

大槌町による直営管理運営費用に対して、現在までの指定管理者による運営費用はどのように変化しており、また、その費用差異要因はどこにあるのかという点について伺います。

平成30年からの施設利用状況はどのように変化してきているか。また、それはどのような取組がなされた結果によるものなのか、あるいは、なされなかったのかという点について伺います。

さらには、運営費や施設利用状況を踏まえ、今後の「おしゃっち」の運営はどのような行っていくかという点について伺います。

2つ目に、地域おこし協力隊の今後の在り方についてでございます。

東日本大震災からのハードの復興事業は完了し、これからの大槌の最も重要な課題としては、なりわいの創出、交流人口や移住・定住を含む人口拡大が挙げられます。これまでサーモン養殖やジビエ事業の創出、拡大化などを実施して一定の成果が見られますが、まだまだ人口減少への歯止めや地域活力回復のためには継続的な追加の取組が必要であると考えます。

大型企業誘致や大規模開発は魅力的であり、重要な施策ですが、様々なハードルがあり一朝一夕にはなし得ないものと考えます。企業誘致等の可能性については、いろいろな視点から検討し、情報アンテナを高くして、機会があれば積極的にトライする心構えもしておく必要があると思います。

一方で、小規模であっても地域の自然や文化、地場産業等の財産を生かした産業の拡大、創出も重要と考えます。ジビエ事業にも見られるように、ここ一、二年の間で徐々に増え始めている地域おこし協力隊による活動は一つの重要な取組であると受け止めています。

そこで、この地域おこし協力隊の今後の在り方について、以下の点について伺います。

1つ目、地域おこし協力隊と似たような制度で、以前、復興推進隊というものがありましたが、事業制度や事業内容に関して地域おこし協力隊と復興推進隊ではどのような違いがあるかという点について伺います。

2つ目、地域おこし協力隊の現在までの活動内容や取組成果について伺います。

3つ目、地域おこし協力隊の今後の増員計画の有無及び活動範囲の拡張計画等の有無について伺います。

以上、御答弁のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 佐々木慶一議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、直営管理運営費用に対して、現在までの指定管理者による運営費用はどのように変化しており、また、その費用差異要因はどこにあるかという点についてお答えをいたします。

指定管理者に管理業務を委託する上では、直営と異なり、運営費用に消費税や一般管理費が算入されることとなります。令和2年度から本年度までの指定管理料は増加しておりますが、その主なものといたしましては、令和3年度においては一般管理費の増、

令和4年度は3年に1度の法定建物点検業務委託料などにかかる費用が増となっております。

次に、平成30年度からの施設利用状況についてお答えをいたします。

各室の利用件数やフリースペースの利用者数も増加しており、年々活況が増してきています。これは、令和2年度以降、指定管理者による運営により、住民参加型の市場であるフリーマーケットや幅広い年齢層に向けた運動教室などを日常的に開催し、さらには国の内外で活躍しているアーティストによる音楽会を催して、町民に音楽芸術に触れる機会を設けるなど、様々な事業が展開するなどの積極的な取組による効果であると捉えているところであります。

次に、今後の運営についてお答えをいたします。

現在の指定管理期間は、令和5年3月末までとなっております。

これまでの指定管理者による施設運営においては、施設の活用促進が図られ、多くの町民に親しまれてきていることは、指定管理者制度による運営の効果が現れていると捉えているところであります。

このため、この施設がさらに町の文化交流の拠点として活用されるよう、来年4月以降も指定管理者による運営を継続してまいりたいと考えているところであります。

次に、地域おこし協力隊と復興推進隊の違いについてお答えをいたします。

復興推進隊、いわゆる復興支援員制度は、当町においては大槌町復興推進隊として平成27年から令和2年3月まで、震災からの復興に係る地域力の再生、維持、強化に資する活動を行い、復興に向けた中心市街地の再生、観光物産品の販売促進、情報発信の強化及びコミュニティーの再構築など、地域が掲げる課題解決への取組支援を目的に結成し活動いたしました。

活動目的が、地域力の再生と強化を活動の大きなテーマにしている点では、復興支援員、地域おこし協力隊とも同様であります。

事業制度の大きな違いについては、復興支援員制度を導入できる市町村が被災地方公共団体であること、また、支援員の住所要件はありません。

一方、地域おこし協力隊が導入できる市町村は、過疎市町村であること、また、隊員の従前の住所要件があることと活動する市町村に移住する点などであります。

業務内容の大きな違いについては、3つあると思います。

1つとして、復興支援員は町内事業者などに属さず、課題解決に向け個々に活動して

いたこと。一方、地域おこし協力隊は、町内受入事業者に所属し、町内事業者と連携しながら課題解決と活動に取り組んでいること。

2つとして、復興支援員は復興からの再生を主軸に課題解決に取り組んでおり、地域おこし協力隊は最終的に隊員の定住を目標に地域の課題解決に取り組んでいること。

3つとして、事務局運営については、復興支援員は隊員と町の担当課であった総合政策課が事務局運営を担っておりますが、地域おこし協力隊は事務局運営を町内事業者に委託し、隊員は課題解決に専念していることが挙げられます。

次に、地域おこし協力隊の活動内容についてお答えをいたします。

地域おこし協力隊は、現在、町内7事業者と連携し、19名の隊員が活動しております。

ジビエ事業では、5名が有害鳥獣の駆除による農作物被害対策とジビエによる大槌町の特産品創出活動に取り組んでおります。

林業関係では、2名が町内の林業事業者の下、施業技術の向上に取り組んでおります。

水産業関連では、1名が吉里吉里地区の生産者の下、ホタテの生産などに取り組んでおります。

観光関連では、5名が大槌町観光交流協会において観光誘客事業及び町のイベント運営並びに特産品開発に取り組んでおります。

福祉関係では、2名が町内の福祉事業者の下、高齢者向け事業及び子供向け事業に取り組んでおります。

震災伝承関連では、1名が町内事業者の下、震災伝承ツーリズム及び基盤構築などに取り組んでおります。

移住・定住関連では、3名、移住定住推進事務局において移住・定住に係る情報発信及び地域おこし協力隊の受入調整、募集などに取り組んでおります。

次に、地域おこし協力隊の活動の成果について、昨年度から取り組んでいる主な活動についてお答えをいたします。

ジビエ事業においては、地域おこし協力隊により、ハンターなど、有害鳥獣駆除に携わる関係者の増加により、令和3年度においては前年度に比較して駆除頭数が30頭増加しており、令和4年度は、年度途中ではありますが、昨年の駆除頭数をクリアしております。

地域おこし協力隊の導入により、捕獲・処理体制が強化され、持続的な事業運営体制の構築が図られ、今年度着工しているジビエ処理加工施設の規模拡大につながっており

ます。また、地域おこし協力隊の導入及びジビエソーシャルプロジェクトによる相乗効果により、令和3年度の交流人口が1万人に達しております。

移住・定住分野においては、移住コーディネーターを担い、移住・定住メディア「ココカラオオツチ」の開設によるPRなどでは、関係交流人口の構築やアパートなど、居住の情報をまとめるなど、移住者の窓口になっています。この「ココカラオオツチ」のサイトを見て、1名の隊員が本採用、6名のお試し地域おこし協力隊が当町を訪れるなど、交流と関係人口の拡大による成果を上げております。

観光分野においては、町内周遊による観光コンテンツの立ち上げや、大槌まつり及び町内各種イベントの運営スタッフとして町内外からの誘客を行い、また、地域資源の掘り起こしによる商品開発はふるさと納税返礼品につながるなどの成果を上げております。

また、各隊員が受入事業者以外の業務外においても町の重要なプレーヤーとして活躍しております。第2回岩手大槌サーモン祭りや産業まつりなどのイベントでの出店、おおつち祭りへの参加、鹿捕獲のハンター、磯焼け対策のダイバー、消防団への加入など、業務外の地域活動や地域課題の解決にも貢献しており、一町民として確固たる地位を築こうとしております。

次に、地域おこし協力隊の今後の増員計画及び活動範囲の拡張についてお答えをいたします。

増員計画については、令和5年度末では、現在の19名に6名程度を増員し、25名を目標としております。

地域おこし協力隊の増員に当たっては、地域課題を抱えている町内事業者との連携が必要であり、隊員としての活動内容や地域おこし協力隊活動期間後の受入れについて、町内受入事業者と十分に協議して、募集、受入れにつなげてまいります。

現在、地域おこし協力隊の募集及び活動については、町内事業者と連携した「事業者マッチング型」として展開しております。今後も「事業者マッチング型」を主軸に受入先事業者を拡大し、増員を推進してまいります。

また、来年度以降は、「事業者マッチング型」に加え、隊員自らが新規事業へ挑戦する「起業型」や、地域の課題解決や事業の掘り起こしなど、行政と地域の間で取り組む「コーディネーター型」の導入を検討するなど、多角的に取り組んでまいります。

次に、活動範囲の拡張計画につきましては、現在、町内の5事業者から地域おこし協力隊の導入について御相談を受けており、課題解決の範囲を拡張できるよう、現在、事

業者と調整中であり、来年度末までは受入事業者5事業者の拡大を目標としております。

また、本年6月及び11月に受入事業者及び事務局事業者説明会を開催しており、受入先事業者については随時相談も行いながら活動範囲の拡張に取り組んでおります。しながら、地域おこし協力隊の増員及び活動範囲の拡張を図るためには、私たち町民と受入事業者に移住者をお迎えする意識と体制の醸成が重要だと考えております。

地域おこし協力隊では、受入事業者ごとに活動報告会を開催しており、町民の皆様にも活動内容を広く周知しつつ、移住から定住へつなげるよう、地域おこし協力隊のサポート体制の強化を図り、町内事業者と連携しながら取り組んでまいります。

引き続き、地域おこし協力隊に限らず、大槌町に住み続けたい、住みたい、暮らしたいと思えるように、町の魅力を発信しつつ、なりわいの創出、安心・安全なまちづくりなど、町の課題解決と持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） それでは、答弁いただいた順に再質問させていただきます。

大槌町の文化交流センターの運営についてでございますけれども、令和2年からの図書館を含めた文化交流センターの全体の運営という視点でちょっと質問させていただきます。答弁書にもありましたが、「おしゃっち」は2018年、平成30年に竣工して、2年間の直営での運営を経た後に2020年度、令和2年度からは指定管理に移行したという経緯をたどっております。

この中で1番目の項目については3つの点で質問しておりますけれども、その直営時代から民営事業者への委託に伴って、その経費がどういうふうに変化しているのかという点と、その住民サービスがどう変化しているのか、それから今後の運営方針、この3点について改めてお伺いしたいと思います。

まず最初の経費変化についてですけれども、令和2年1月31日に議会全員協議会場で指定管理に移行することで15%から20%の経費削減が可能だという説明がございました。先月18日の合同常任委員会の席で配付された資料を見てみますと、令和2年度の当初予算は3,300万円、これは図書館と「おしゃっち」の両方を合わせて3,300万円ということで、逆算すると直営はその前までは4,100万円くらいだったのではないかなと思います。それに対して20%削減されているという説明だったんですが、そのときに配付された資料を見てみますと、確かに直営は直営時代では4,100万円なんですが、足元、令和4年度の予算を見てみますと同じく4,100万円がしということで、直営時代と指定管理に移

行してからの金額が同額になっているんですが、この辺はどういう内容になっているのかというところ、説明をお願いいたします。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 経年の変化の内訳ということで御説明させていただきますと、まず令和２年度、年度途中で主なものとしては、指定管理料のうち人件費に課されるべき消費税が含まれていなかったもので、この分についての変更というか手当てをしたということがございます。

あと、令和３年度におきましては一般管理費の増ということで、あと令和４年度におきましては施設管理に係る点検、費用など、あと併せて人件費関係では岩手県の最低賃金に合わせた人件費の見直しということなどが挙げられます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○３番（佐々木慶一君） 人件費関係、消費税とか最低基本賃金の引上げ等によるものだという説明でしたけれども、それだけなんでしょうか。設備点検とか、その辺の費用も上がっているという報告があったように思うんですが、その辺は含まれていないんでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 今お話ししたとおり、施設管理に係る点検費用ということで、例えば３年に１度の法定点検費用であるとか、設備、舞台つり物であるとか、あと防火設備等、様々な施設に関する点検費とか、そういったものが含まれているということでございます。

○議長（小松則明君） 郷古課長、２年だよ。令和２年度の話。全部の話ですか。（「はい」の声あり）全部の話。すみません。

佐々木慶一君。

○３番（佐々木慶一君） 項目的というか概念的には分かったんですけども、例えば指定管理料というのはその契約当時に金額前提を決めて契約すると思うんですけども、途中で例えば岩手県の最低賃金の基準が引き上げられたからということで指定管理者の労務費用も上げるという処置を取ったとの今説明だったと思ったんですが、これはそういう基準が上がれば、それにひもついて上げなければならない性格のものなのかというところはどういうお考えなんでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） まず、指定管理料の積算根拠としてですけれども、やっぱりこれは最低賃金制度に基づく岩手県の最低賃金というのがありましたので、それが従来、従前のものよりも当然に上がっていたので、こちらに合わせる必要があったということで、あくまでも積算根拠としてこれに倣うべきものとして見直しを図ったということでございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） その基準に合わせて今回の指定管理者の労務費用分も上げなければならない性格のものだというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） やはり制度に基づく最低賃金ということでございますので、委託する側もその積算根拠としてはちゃんとその辺に倣った形で据えておくという必要があったので、見直しの根拠としては今お話ししたとおりでございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） では、そういうものだというのでまずは一旦理解しました。

そのほかに設備管理とか設備点検費用でいろいろお金が上がっている、追加で増えているような報告があったんですが、これ、例えば令和2年度以降に直営時代にやっていなかったものが令和2年度になって新たに発生したものなのか、やるべきものを見落としていたのか、その契約の時点で項目として漏れていたのか、その辺の背景についてちょっと確認したいんですが。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） まず、毎年行うことではなく、不定期といたしますか、3年に1度行うべき法定建物点検費用というのが令和4年度においては必要であったために、それが増額の原因になっております。

また、それ以外で、築後大体5年たつのですが、その間までは新築ということもあつてのことですが、例えば舞台の設備であるとか、あとつり物設備も5年目ということで、これはもうこれから定期的に行わなければならないということで、新たな点検項目として令和4年度に計上しているという内容のものもございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 例えばその年度単位の項目というのは今の説明だとよく理解できなかったんですが、今の説明ですと3年に1回発生する点検費用があると。それが、

指定管理者に移ってから初期の頃は新しいので点検していなかったんだけど、指定管理者になってから3年たつので行わなければならない点検費用があるというふうに理解してよろしいでしょうかということと、ほかの項目も全部3年ごとなのか、これは毎年やらなければいけないのか、毎年やらなければいけないものだとしたら、なぜ直営時代にはやられていなくて今やるようになったのか。それは、もしかしたらさっきのコメントの中で、新しいときには必要のなかった項目なのかもしれないというのはちらっと発言されていたようなんですけれども、そこをもう少し詳しく説明していただけますか。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 3年に1度の点検費用は3年に1度ということで、令和4年度がその年に当たったということでございます。それ以外の今幾つか申し上げた分につきましては、今後、恒常的に毎年点検すべき内容であり、かかる費用だということになります。

○議長（小松則明君） だから、前からかかっている部分に対してはどうなんだという。時間を止めてください。

協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 失礼しました。令和2年度に出ている分としては建築設備、防火設備、防火対象物等の点検、あとはエアコン等清掃費用ということで、あと令和2年度に出たのはコロナ対策ということで一時的に上がっているということです。ただ、これらのことにつきましては、令和2年度以降、令和3年、令和4年と引き続き何というんですかね、計上されている額になります。

あと、先ほどお話ししたとおり、舞台関係の分については令和4年度からということで計上させていただき、今後も計上させていただくというふうな形になろうかと思えます。

○議長（小松則明君） いや、おかしい。時間を止めて、おかしい話ですよ。毎年計上なら、令和2年度にやったときにもうそこに予算には入れておくということで、次の年にもそれは入れることじゃないでしょう。（「何で直営でやったときになくて、それが毎年かかるんだと言っているんだよ。それを言えばいいんだよ。直営のときにもあったんでしょうということで」の声あり）

○3番（佐々木慶一君） 代わりに答弁してもいいですよ。ほかの人が答弁してもいいで

すよ。

○議長（小松則明君） 課長、お座りください。答える方、当局、上司。副町長。

○副町長（北田竹美君） 簡単に申します。幾ら違うかということはちょっと私、申し上げられないけれども、直営のときにやっていた責任者は私でございます。所長はですね。図書館を含んでですけれども、そのときに、例えば言ったその3年後にかかるというようなものについては見通しがちょっとできなかったものなので、指定管理の委託をするときにその3年間のものを積算の中に入れなかったということがまず一つあります。これは3年後のことだったので。要するに私が2年間経験したものの中で維持管理費はこれぐらいかかるねというところを出したということです。これは3年に1度とか4年に1度かかるものはそういうことだということでございます。

それ以外の毎年かかるものはないのかということについては、それはありました。ありましたが、これもそれが具体的にどれだかというのはちょっと事務方に聞かなければいけないけれども、その額もどれぐらいのものか分かりませんが、1つ記憶にあるのは防災・防火関係の費用を何十万円か積み、積算の中に入れていなかったと。毎年かかるものですよ、これは。それを積算のときに入れ忘れていたものが、指定管理になったときにそれが出てきたということが事実でございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 今の回答の内容のよしあしは別にして、よく分かりました。説明内容は分かりました。

であれば、指定管理に移ってから見落としていたのか、入れ忘れていたのか、そこはちょっと分かりませんけれども、本来やるべきものであるという認識に立つのであれば、これは指定管理者であろうが直営であろうが、いずれ、例えば忘れていたのであれば令和2年度からはやるべきものだった。したがって、指定管理者であっても直営でもこの分の費用はかかる性格のものだというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） そのとおりでございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 分かりました。ということは、契約時点での当局側の項目漏れということは、それはそれでちょっと振り返ってみて反省すべき点かなとは思いますが。

今後どうするかというのはまた別の場で議論したいと思っておりますけれども、まず必要なも

のはやるべきだろうし、その認識だけはまずよく理解できました。

それから、その費用のほかに2番目の使い方に関してなんですけれども、住民サービスの変化という点で見ますと、いろんな取組をして利用率は向上している、利用人数は増えているというような報告がありました。具体的に例えば令和2年度の指定管理業務をやるようになってから、足元、令和3年まで、令和4年度はまだ途中なので分からないでしょうけれども、令和4年度については今までの見込みから大体年度を通してどれくらいになりそうだという規模感というのは把握されていますか。要するにきちっと活用されているかどうか、利用されているかどうかという視点でお伺いします。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 利用者数ということで貸し館という各部屋でお使いいただいている方々の数で申し上げますと、令和2年度は1万8,664人の方々だったんですけれども、令和3年度におきましては2万9,156人ということです。

あと、それ以外の1階、2階のフリースペースにお越しの方につきましては、令和2年度、こちらが8,587人に対して、令和3年度は1万2,497人という結果になってございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 令和4年度見込みは分かりませんか。分からないでしょうね、まだ途中なので。分かりますか。では、令和4年度見込みも。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 11月までの途中の大体の数字でちょっと申し上げさせていただきたいんですけれども、貸し館という各部屋で御利用された方が大体2万人、フリースペースへお越しの方が大体8,000人くらいということで、これを今年度までの見込みと言ったら大体前年度と同様か、ちょっと上回るくらいを見込めるのかなというところでございます。途中の数字ですので申し訳ございません。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 分かりました。気にしていたのは、利用者数が時間を追うごとに減っていたりしてないのかなというところが気になったのでお伺いしたんですけれども、今の話ですと令和2年度で約2万人、令和3年度で約3万人、これは貸し館ですね。貸し館のほうでそれだけ人数が増えているというような報告で、まず一つは安心したんですけれども、足元も同じような規模で利用されているということで、利用者数、これ

をサービスに置き換えていいかどうかというのは疑問のあるところなんですけれども、まずそういうサービス面では充実しているので利用者数も高いレベルで推移しているんだろうというふうに今認識しました。

一方で、利用者数が増えているということは、直営から指定管理者に移ったことによる効果といたしますか、指定管理者が独自にやる取組なんかが功を奏してこういう状態になっているのか、自然的にもう復興も終わったので人も集まりやすくなるだろうという環境があって自然増加しているのかというところは、どういうふうに認識されていますか。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） こちらのほうはやはり事業に対する取組、一つ一つの取組の積み重ねの効果であろうということで捉えてございます。例えば日常事業といたしますか、例えば定例的に毎月あるいは各月、場合によっては物によっては1か月に2回ほど行われているような例えば運動教室ですね。こちらのほうは昼、夜とか来られる方の時間帯に合わせてやっていたりとか、あとは町長からの答弁にもございましたけれども、フリーマーケット、こちらのほうは町の方のみならず近隣の自治体からもお越しになる方も多く、文化交流施設としての活用ということでも図られているのかなということです。

あとは年次イベントといたしますか、例えば開設何周年とかいうことでは、こちらのほうも音楽イベントであるとか、そういった大きなイベントから事業から日常的なイベントまで積極的にいろんな形で行われているということがあろうかと思います。

また、あとこれも非常に極めて基本的で当たり前のことではあるんですけれども、施設管理についても、清掃であるとか、あるいは防火・防災についてもきっちりした対応があるということで、全体的なその施設風土といたしますか、そういったものから若い方も日常集えるような場所として活用していただいている、そういうところに現れているのかなというふうに捉えてございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 例えば防火・防災であるとか清掃とかというのは誰がやっても当然やるべき必要なものだと思うんですけれども、その前の説明にあったいろんなイベント事というのは、そういうことをやっているので利用者数が増えている要因になっている。

ちょっと裏返してちょっと意地悪な質問をすると、これは直営時代であればできなかったものなのか、直営であってもできたのか、あるいは指定管理者になっているいろいろな知恵を出すことによって、いろんなイベントをすることによってできたものなのかというところはどういうふうに評価されていますか。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） やはりこれは指定管理者の大きな目的でございます民間事業者によるその視点からの活用ということで考えれば、やはり指定管理者ならではの視点からのいろんな事業であるとか継続性とかということできているものだというふうに捉えてございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 分かりました。これはどちらでもいいと言ったら無責任な発言になってしまうんですけども、今のような視点で指定管理者による効果が得られているということで認識しました。

本来であればこれは直営であってもそこまでできればよかったんでしょうけれども、その費用の問題であるとか、あるいは直営であると直営のマンパワーをそこに割かなければいけないという、一方でそういうデメリットもあると思いますので、その改善策として指定管理者に移してそれなりの活動をして成果を上げているというところについては、まず理解できました。評価したいと思います。

この指定管理の3番目の今後の運営についてなんですけれども、前回、令和2年度からの指定管理者の選択の際には公募だったと思いますので、結果1者しか出なかったと思うんですけども、次回の4月からの指定管理者の選択についても同じく公募によるものにするのか、そもそも指定管理でいくのか。今議会でもちょっと話が出ていますけれども、直営に戻すという声も聞こえてきます。そういうのも踏まえてどういう方針でいくのかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） まず、指定管理かどうかということにつきましては、先ほど町長からも答弁させていただきましたとおり、効果があることから指定管理による運営を継続してまいりたいということです。

選定方法につきましては、お話しのとおり、こちら公募ということで原則で進めさせていただくというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） その公募の場合はどういった視点で選ぶことになるのか、多分複数者が出てきた場合の選び方なんですけれども、前段でちょっと話が出た指定管理料になるか、要はコストを下げるというところに重きを置くのか。あるいは、2番目の質問にあったようにサービス面を重視して、その業者がどういう体制でその施設を運用していくのかというところに重きを置くのか。あるいは両方なのか。その辺のお考えはありますか。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 今、議員が幾つかおっしゃった項目、それ一つ一つが審査過程で評価されるといいますか、ことになります。当然、費用もそのうちの一つになるんですけれども、やはりそのサービスであるとかその企画内容あるいはその施設をどれだけ理解してそれに対してどういう創意工夫で積極性を持ってこういうふうにする、実効であるとか、そういったものを説明いただいて、審査会の中で総合的に判断させていただいた上で決定されるということになりますので、金額だけではなく、むしろその施設の活用、いかにその団体が団体らしい活用をするかというところが、その辺も対象になるということです。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 金額だけじゃない、どちらかというと重きは どう使われるかというところを評価対象にしたいというふうに受け取りました。

いずれにしても、これから募集をしていろんな業者がもしかしたら出てくるかもしれませんが、いずれ門戸は広く開いていただきたいなと。変に必要のないところの条件を加えとかなんかはしないで、門戸は広く設けていろんな業者の声を聞いて、あるいはその出てきた業者の評価をきちとした上で、少なくとも、先ほどの話だと今非常によく使われているということなので、そういったサービスの面で落とすことなく、新しい事業者が出てきてもそこも十分満足できるような業者にしてほしいというふうに思います。

続きまして、地域おこし協力隊についてお伺いしたいと思います。地域おこし協力隊については町内で最近はどういうところで活躍している様子が目に入ってきます。答弁書の中にもありましたけれども、以前やっていた復興推進隊の評価はいろいろあると思うんですけれども、現在の地域おこし協力隊についてはその制度も方針として以前

はどちらかというと大槌町職員あるいは大槌町の管理下といたしますか、その指示の下に個別のテーマを与えられて動いていたものが、地域おこし協力隊では事業者に属してその事業に関わって管理運営すると。

さらには、ここは結構大きいんだと思うんですけれども、最終的に隊員の定住を目指すというところが大きく違うところかなと。なおかつ、この定住を目指すというところは大槌町にとっても非常に有益で魅力的な概念かなと思います。その際に地域おこし協力隊として各事業に配属される。そこで仕事を覚えていろいろ仕事できればいいだけでなく、定住という視点で見えますと、最終的に定住になるのであれば「地域住民となる」というふうに書いてもいいと思います。そのためにはその地域に受け入れられるような人であってほしいなと。そうなってほしい、あるべきだと思います。という意味で、その仕事できればいいだけでなく定住、大槌の住民になるというところも視野に入れた在り方という制度だというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

まず、議員の皆様、それから町内の受入事業者関係者の皆様、それから町民の皆様には、地域おこし協力隊の迎え入れにつきまして、温かくお迎えいただき、そして温かく見守っていただきありがとうございます。

今、議員がおっしゃったとおりでございます。もちろん仕事だけではなく地域の活動、もしくは地域内における一地区民、住民としての確固たる地位をやはり確立することが一番町民として受け入れられることであるというふうに考えてございまして、町長の答弁でもございますとおり、消防団の加入であったり、それからお祭りの郷土芸能の参加であったり、各種イベントの参加であったり、私どもとしても各種行事に参加するように促してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 地域おこし協力隊についてはもういろんな土地から大槌に来ていただいているわけで、できれば最終的には定住してもらえるような運用の仕方をしてもらえればいいなというふうに本当に切に思っているところです。

そういう中で、今、岡本課長から話があったんですけれども、地域に入って隊員自体もいろんな活動をされていると。私もよく目にするんですけれども、ただ、その隊員自体も個人的に濃淡があるように今感じています。平たく言うと、一生懸命やっている人

と、なかなか見かけない人がいるなど。先ほどの定住を視野に入れるのであれば、地域おこしの隊員のためにも、今から地域にできるだけ入り込んで大槌町民化するというようなそういう動き方も、一方で仕事もしながらですけれども、そういう意味では大変なものですけれども、そういった声がけとといいますか意識がけを、地域おこし協力隊のほうにも声をかけていただくような取組をされたほうがいいように感じます。その辺はどういうふうにお考えでしょうか

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。地域おこし協力隊のおのおの導入事業者、受入事業者の活動内容によっては、確かに表に出る部分と出にくい部分の業務がありますので、ここに差が出てくるのはちょっと仕方ないかなとは思ってございます。

私どもとしても9月広報から、実は衣食住と「ココカラオオツチ」ということで隊員を受入事業者ごとに御紹介するページを掲載してございます。それから、11月9日にはジビエの活動報告会を行いました。つきましては、実は今日12月7日でございますが、「おしゃっち」におきまして移住・定住の隊員の報告会を行います。ぜひ議員の皆様方にも御参加いただきながら、隊員の活動をちょっと聞いたり、それから質問したりしていただければと思います。

引き続きまして、隊員の活動に関しましては町民の皆様に分かりやすくお伝えするように努めてまいります。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 電波を通してのPR、ありがとうございます。御苦労さまです。

そのとおりだと思いますので、地域おこし協力隊自体もいろいろ積極的に動いているのはよく見えています。一方で、受け入れる住民側なんですけれども、住民側も一般の人によく話をすると地域おこし協力隊といってもよく分からないというような話をよく聞きます。町民に対してという意味で外部に対するPRも行っていくほうがいいんじゃないかなというふうに感じています。

SNS等での情報発信はよく見かけるんですが、それを見る人というのはある程度限定されると思うし、よくよく見るといろんな事業があっていろんな人が投稿しているので、例えば私なんかでも全部見るというのは時間的にかなり厳しいです。なおかつ、そういう媒体、SNSなんかの媒体に接しない人については、直接話を聞くなりという場

がないとなかなか理解してもらえないんじゃないかなと。そういう意味では、特にジビエなんかの事業に関してはもう積極的にいろんなイベントを設けて、住民とその当事者が直接接するような機会が数多く設けられています。

そんな形で、その業種にもよるんでしょうけれども、例えば漁業に1人が就いているとかといってもそういう機会を設けにくいとか、いろいろあると思うんですけども、そのほか観光であったり震災伝承であったりというようなそういったコンテンツに関しては、いろいろ接する場面を設けることができると思います。

そういった面で住民に地域おこし協力隊の存在を知らしめるようなアクションを取っていてもいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺、お考えはありますか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 全く議員のおっしゃるとおりでございます。当課としても住民の方々と地域おこし協力隊の隊員が、みんながやはり触れ合って、何をやっているのかとか、せっかくよく来てくれたねというので交流の場を持てるような部分を設定したいと当初は思っていたんですが、どうしてもコロナで今ちょっとこういう状況でございました。

議員がおっしゃるとおり、SNS以外でも、先ほどの広報とかも通じまして今後につきましても隊員の紹介と活動内容については広く周知してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 分かりました。ぜひちおこ自体も地域おこし協力隊自体も自分から地域に入り込む、地域は地域でそれを受け入れるという、何かそういう仕組みがあると、一人一人の地域おこし協力隊も地元に残りやすくなると思いますので、そういった視点での取組は強化していただきたいと思います。

それから、今の地域おこし協力隊というのはある事業者に属して、そこで活動しているわけですけども、新たな事業を起こすとか、あるいは例えばその事業自体をコーディネートするとか、行政と事業とをマッチングさせる、その連絡役を取るというような仕組みは地域おこし協力隊ではできないんでしょうか。ほかに何か仕組みがあるかどうかも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

来年度予定してございますのは、今は事業者が受け入れてという形なんです、ある程度研さんを積んでいる方であるとか社会経験がある方でノウハウがあったりして、俺はもう大槌に来て起業してもいいというタイプの方であれば企業型、それから行政とそれから課題解決の業者の間のコーディネーターをしてくれるようなコーディネーター型など、多種多様にこれからも広げていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 分かりました。いろんな仕組みをつくって、全部が全部うまくいくとは限らないと思いますけれども、可能性があるものについてはいろいろチャレンジしていった裾野を広げていただければなというふうに思います。

それから、これらの地域おこし協力隊、冒頭の答弁書の中にもあったんですが、特に地域おこし協力隊を導入する基となる地域としては、過疎地じゃなくて都市部から過疎部に移行するという制度だというふうに伺っていたんですが、それでよろしいですね。

であれば、ちょっとなおさらなんですけれども、この事務局の負荷という点でちょっとお伺いしたいんですが、都市から田舎に移るといって、田舎と言うと失礼ですけども、そういう目で捉えると当然住環境の違うところに移ってくる、あるいは、中には今のちおこで北海道から来られている方もいるようですけれども、多くは南のほうから来られている方が多いと思います。そうすると、気候の違いであるとか言葉の違いであるとか、いろいろ障害があると思います。

さらには、新しい場所で生活するとなるとアパートやどこかで生活すると思うんですけども、そこの住居の面倒を見るとか、いろいろな意味で受け入れる側での事務局の負荷というのは結構大きくなると思うんですが、そういった問題はあるかというか、そういう負荷の大きい業務だという認識はされていますか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、岩手県というか大槌町に初めていらっしゃる方、それから実はちょっと私もびっくりしていたんですけれども、この春に大学を新卒で就職のような形で当町に来られる方であったりとか、いろいろ地域的な不安であったり慣習だったり、そういった部分を、あとは若いから初めて就職するような形で来られる方もいるので、そういった心のケアをやはり今重要にしているということでございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君）　そういった事務局業務も外部委託するような形になるのでしょうか。これからそういった受け入れる場合の事務局業務も、今はどこかの業者で請け負っていると思うんですけれども、そこも公募方式で依頼するような形になるのか、今のままでいくのか、そもそも事務局業務というのもなくするのか。そういった方針はございますか。

○議長（小松則明君）　産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君）　現在の広報12月号と一緒にチラシを配布してございまして、公募のチラシを配布してございます。先日の議員の御質問にもお答えしましたとおり、町内の事業者の方から御相談等も受けてございます。広く門戸を広げた上で事務局の運営に当たってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君）　佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君）　そういう形で受け入れる側の地域の体制、事務局の体制をしっかり取った上で、いろんなところから可能性がある地域おこし協力隊については受け入れて、できれば定住を目指して活動していければなというふうに思っているところです。

地域おこし協力隊のような仕組みで例えば地域の活性化なり産業の創出というのは、ほかにちおこ以外に何かやり方というのはないんでしょうかね。地場の産業の活性化というのも大きな視点になってくると思うんですが、地場の産業にはかかわらずこういう制度の活用によって何か人口を増やす、産業を活性化させるというような仕組みは考えておられますか。

○議長（小松則明君）　産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君）　お答えいたします。

この地域おこし協力隊でございますが、特別交付税で450万円まで100%算入でございます。元来、特別交付税と申しますのは、突発的な事象に対する交付でございます。例えば大雪であったり鳥インフルエンザの発生であったり、そういった場合に交付されてきたんですが、近年は地方公共団体の創意工夫であったり、あとは自治体経営に対する交付がだんだん中心になってきてございます。

こちらは総務省で公表されている「地域創造力グループの施策について」ということがあるんですが、こちらの中では地域おこし協力隊、それから地域活性化企業人など、あらゆる事業が掲載されてございます。その事業を活用して今後も取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） いろいろなメニューもあると思うので、そのメニューには目を配りながら、どういうことができるのかというのを常に（聴取不能）していただければなと思います。

大槌の人口減少対策であるとか産業の振興のためにも、地域おこし協力隊の活動というのは重要な場面もあります。一方で、地域おこし協力隊のメンバー、先ほどあったようにこの制度自体は各地にあると思います。そういった各地にある中で、いろんなその仕組みの中からわざわざ大槌を選んで来てくれているという背景も一方であると思います。

この地域おこし協力隊については、それぞれの活躍は期待するとともに、先ほどから何度も申し上げていますが、できれば大槌に定住して大槌の発展のために力を貸していただきたいという思いでいっぱいでございます。

一方で、これも先ほど申しましたが、大槌町民のほうも、遠い場所からわざわざ大槌を選んで来ていただいて、いろいろ地域おこし協力隊については応援するとともに、町民からも温かい声をかけられるような環境を町民自身もつくっていければなというふうに考えています。

結果として、地域おこし協力隊の当事者よし、受入れの事業者よし、地域自体もよしという三方よしとなるようなことを願って、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君の質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日8日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後 2時12分